

第30号議案

豊川市寄附条例の一部改正について

豊川市寄附条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市寄附条例の一部を改正する条例

豊川市寄附条例（平成20年豊川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の区分) 第2条 前条に規定する寄附者の意向を反映するために行う事業は、次のとおりとする。 。(1) (略) <u>(2) 子育て支援及び若者の育成のための事業</u> <u>(3)～(9) (略)</u>	(事業の区分) 第2条 前条に規定する寄附者の意向を反映するために行う事業は、次のとおりとする。 。(1) (略) <u>(2)～(8) (略)</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、第7次豊川市総合計画の策定に伴い、寄附者の意向を反映するために行う事業に子育て支援及び若者の育成のための事業を加える必要があるからである。